

# 原子力損害賠償のお支払い状況等

平成27年1月28日  
東京電力株式会社

## <賠償のご請求・お支払い等実績>

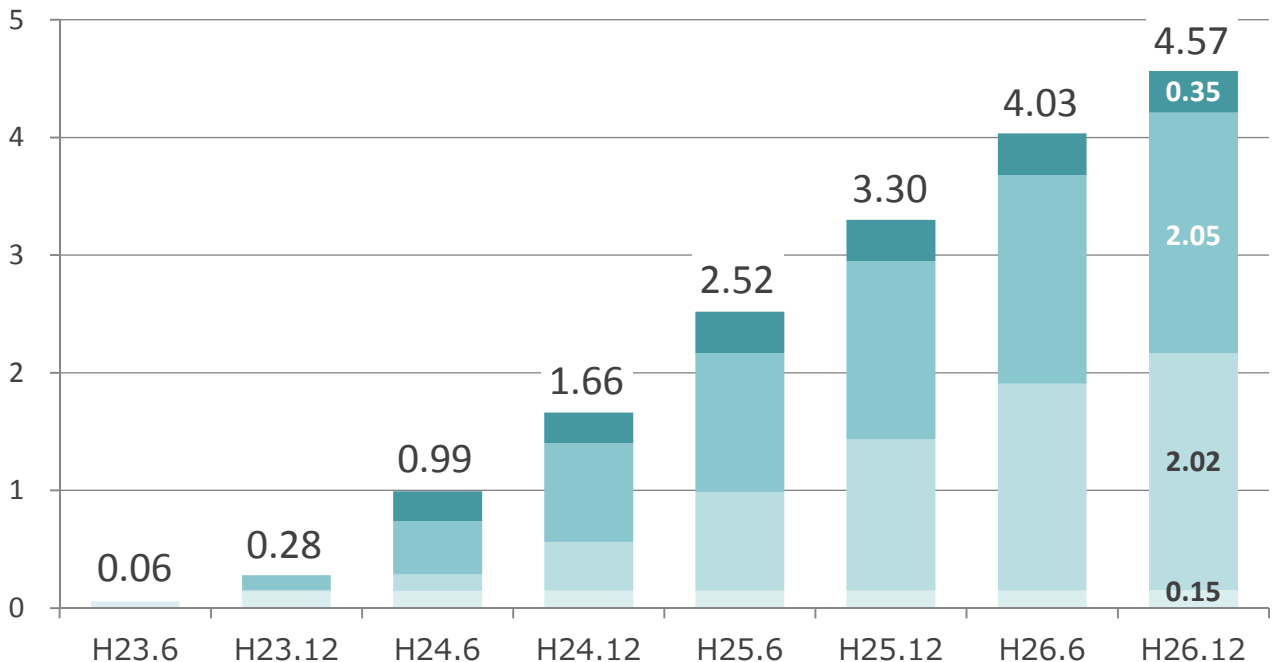
(平成26年12月末現在)

	個人	個人(自主的 避難等に係る損害)	法人・ 個人事業主など
ご請求について			
ご請求書受付件数(延べ件数)	約702,000件	約1,301,000件	約302,000件
本賠償の状況について			
本賠償の件数(延べ件数)	約620,000件	約1,288,000件	約263,000件
本賠償の金額*	約2兆161億円	約3,531億円	約2兆459億円
これまでのお支払い金額について			
本賠償の金額* ①			約4兆4,150億円
仮払補償金 ②			約1,506億円
お支払い総額 ①+②			約4兆5,657億円

\* 仮払補償金から本賠償に充当された金額は含まない。

## <賠償お支払い額の推移>

(兆)



本賠償のお支払開始：H23.10

■ 仮払補償金 ■ 個人(自主的避難を除く) ■ 法人・個人事業主など ■ 自主的避難

## <迅速な原子力損害賠償に向けた組織体制>

損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策「3つの誓い」を踏まえ、被害を受けられた方々に早期に生活再建の第一歩を踏み出していただくため、約1万人体制で賠償を実施。

### ◆ 全体体制

福島復興本社

(平成27年1月1日時点)

#### 福島原子力補償相談室（約1万人の体制）

- ▶ 補償相談ユニット：約2,500人
  - 補償相談センター：約1,900人・・・説明会・相談窓口、個別訪問
  - 補償相談コールセンター：約600人・・・電話での受付・ご説明
- ▶ 補償推進ユニット：約7,500人・・・請求書類等の発送、受領、確認、支払手続き
- ▶ 全体の支援・管理：約300人

#### 【参考】補償相談センターの概要

設置数	14カ所（福島県内:4カ所、県外:10カ所）
体制	約1,900人（福島県内：約1,400人）
実績*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口受付対応：約392,000件</li> <li>・説明会開催：約1,000件（ご来訪者：約22,500人）</li> <li>・個別訪問：約51,000件</li> </ul>
相談窓口	<p>福島県内にある相談窓口：15カ所</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>外観</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>個別相談ブース</p> </div> </div>

\* 福島復興本社設立（平成25年1月）後の実績。

### ◆ 平成26年における主な取り組み

個別のご事情をこれまで以上に丁寧に伺うため、平成26年7月に経験豊富なベテラン管理職を福島へ専任配置するとともに、福島県内の自治体ごとに責任担当者を割り当てる等、現地の対応力を強化。

## <平成26年の賠償の実施状況>

平成25年12月26日、中間指針第四次追補が公表され、避難指示の長期化等に係る損害について新たな指針が示された。指針に示された損害を含め、順次受付を開始。

### ◆ 中間指針第四次追補関連

#### 移住を余儀なくされたことによる精神的損害

案内開始	平成26年4月
手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、当社までご連絡をいただき請求書類を発送。</li> <li>請求書類には、対象となるご世帯の方全員のお名前を印字し、ご請求者さまにて請求書類にチェックをいただいたうえで、当社にてこれまでのお支払状況等にもとづき賠償金額を算定。</li> </ul>

#### 住居確保に係る損害の賠償（具体的な算定方法等は別紙参照）

案内開始	平成26年7月
手続き	<p><b>持ち家にお住まいであった方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「宅地・建物・借地権」の賠償に合意いただいた方に対し、当社事故時点における居住状況を当社にて確認したうえで、請求書類を発送。</li> <li>請求できる費用や賠償可能金額についてご確認いただき、移住先住居の再取得費用、帰還先住居の建替え・修繕費用をご請求いただく。</li> <li>売買契約書等をもとに概算で賠償金をお支払いし、後日領収書等に基づき精算を行う、「概算賠償」の選択も可能。</li> </ul> <p><b>借家にお住まいであった方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則、当社までご連絡をいただき請求書類を発送。</li> <li>ご請求者さまにて、新たな生活の本拠の所在についてご申告いただいたうえで、当社にて賠償金額を算定。</li> </ul>

（平成26年12月末現在）

賠償項目	請求書発送数	請求書受領数	合意件数（金額）
移住を余儀なくされたことによる精神的損害	約11,900件	約11,000件	約10,700件（約1,640億円）
住居確保に係る損害	持ち家	約18,400件	約3,000件
	借家	約500件	約500件
			約1,900件（約290億円）
			約400件（約11億円）

## ◆その他、平成26年に開始した主な賠償項目

(平成26年12月末現在)

平成26年に開始した主な賠償項目		案内開始	合意件数	合意金額
個人	・精神的損害（要介護者さま等への増額）	1月	約12,400件	約54億円
	・平成26年3月以降の就労不能損害	2月	約11,600件	約93億円
	・平成26年4月以降の家賃賠償	2月	約3,400件	約32億円
	・早期帰還賠償	3月	約20件	約1億円
個人法人	・自主的除染に係る費用の賠償	9月	約2,500件	約10億円
財物	・仏壇に対する賠償	3月	約10,600件	約67億円
	・墓石の修理に対する賠償	7月	約2,200件	約2億円
	・宅地・田畑以外の土地および立木に対する賠償	9月	約5,400件	約166億円

\* ADRや裁判で和解したものは含まない。

## <個人の方に対する賠償の合意状況>

(平成26年12月末現在)

【単身世帯】		個人賠償	移住を余儀なくされたことによる精神的損害	家財	宅地・建物	田畑・山林等	住居確保(持家)	合計
避難指示解除準備区域	平均合意額 (世帯数)	968万円 (5,023)		308万円 (2,950)	2,470万円 (911)	417万円 (473)	2,429万円 (36)	6,593万円
居住制限区域	平均合意額 (世帯数)	980万円 (4,480)		306万円 (2,805)	2,939万円 (768)	579万円 (335)	1,732万円 (41)	6,536万円
帰還困難区域	平均合意額 (世帯数)	1,168万円 (4,649)	706万円 (4,090)	410万円 (2,803)	3,352万円 (828)	847万円 (414)	1,635万円 (60)	8,118万円

【2人世帯】		個人賠償	移住を余儀なくされたことによる精神的損害	家財	宅地・建物	田畑・山林等	住居確保(持家)	合計
避難指示解除準備区域	平均合意額 (世帯数)	1,863万円 (3,298)		484万円 (2,952)	3,005万円 (1,803)	493万円 (1,094)	1,884万円 (114)	7,730万円
居住制限区域	平均合意額 (世帯数)	1,972万円 (2,387)		516万円 (2,139)	3,237万円 (1,426)	791万円 (787)	1,802万円 (169)	8,317万円
帰還困難区域	平均合意額 (世帯数)	2,330万円 (2,574)	1,396万円 (2,414)	664万円 (2,280)	4,170万円 (1,379)	965万円 (748)	1,535万円 (197)	11,059万円

【4人世帯】		個人賠償	移住を余儀なくされたことによる精神的損害	家財	宅地・建物	田畑・山林等	住居確保(持家)	合計
避難指示解除準備区域	平均合意額 (世帯数)	3,737万円 (1,641)		561万円 (1,412)	3,425万円 (730)	587万円 (470)	2,041万円 (57)	10,351万円
居住制限区域	平均合意額 (世帯数)	3,803万円 (1,146)		585万円 (1,019)	3,435万円 (557)	922万円 (317)	1,759万円 (68)	10,503万円
帰還困難区域	平均合意額 (世帯数)	4,503万円 (1,171)	2,794万円 (1,072)	753万円 (1,033)	4,348万円 (525)	1,127万円 (243)	1,792万円 (70)	15,318万円

- \* 1 平成24年10月に受付を開始した包括請求方式について合意済みの方を集計。借地権の合意額は含まない。
- \* 2 世帯構成は包括請求時の世帯構成。
- \* 3 避難指示解除見込時期が未決定の区域を含む。
- \* 4 合計は、各項目の平均合意額を合算したもの。

## <原子力損害賠償請求訴訟等の状況>

(平成26年12月末現在)

送達件数	うち係属中	うち終了
245件	145件	100件

# 1-(1). 住居確保費用の賠償(持ち家)

## 対象となる方

当社事故発生時点において、避難指示区域内に自身が所有する持ち家に居住していた方  
〔 帰還: 移住を余儀なくされた区域以外に居住していた方で住居の建替えおよび修繕が必要な方  
移住: 移住を余儀なくされた区域に居住していた方、その他の移住が合理的な方 〕

## 対象となる費用

住宅の取得・修繕・建替え費用、宅地の取得費用(移住のみ)、その他諸費用等の住居確保にかかる費用のうち、実際に発生した費用を賠償

住宅の取得・修繕費用

+

宅地の取得費用

+

諸費用

### 解体費用の取扱い

帰還して住居を建て替える場合、建替えに要した解体費用は、上記の費用とは別にお支払い

### 概算賠償の取扱い

売買契約書等をもとに概算で賠償金をお支払いし、後日、領収書等に基づき精算

当社事故発生時点の同一世帯内で行動が異なる場合など、複数の住居の費用が発生する場合についても、賠償可能金額の範囲内で柔軟にお支払い

# 1-(2). 住居確保費用の賠償(持ち家)

## 対象となる資産

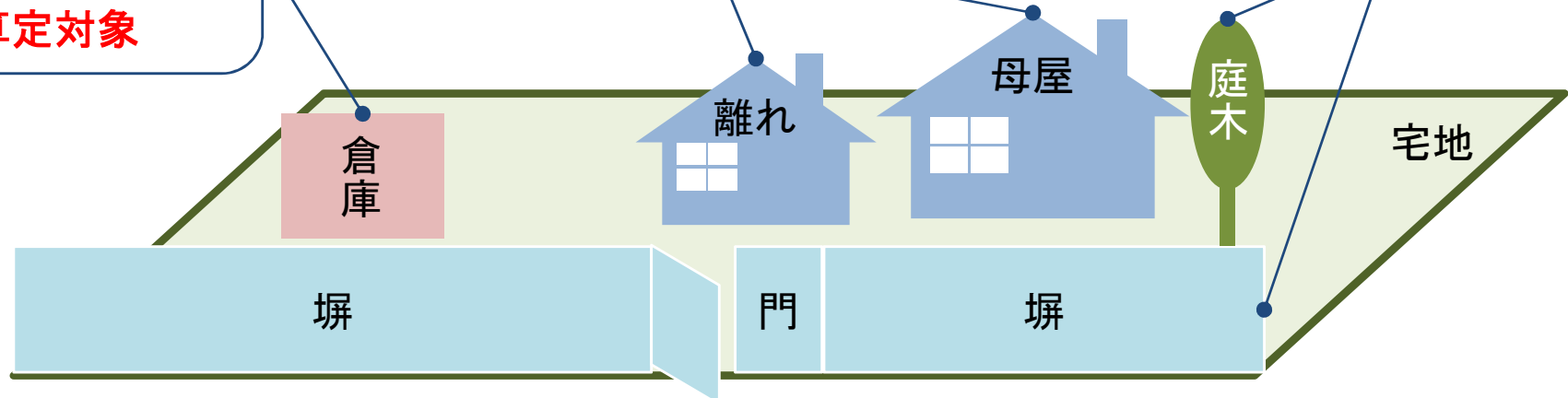
### <算定対象資産>

当社事故発生時点の居住住所に所在する、同一地番内の建築物、構築物・庭木および宅地

当社事故発生時点の居住住所に所在する非居住用建築物は250㎡以下を**居住部分とみなして算定対象**

当社事故発生時点の居住住所に所在する居住用建築物は**全て算定対象**

当社事故発生時点の居住住所に所在する構築物・庭木は**全て算定対象**



当社事故発生時点の居住住所に所在する資産ごとに算定し、  
**各算定額を合算して賠償可能金額を設定**

# 1-(3). 住居確保費用の賠償(持ち家)

## モデルケースによる試算

### ○モデルケース(帰還困難区域)

#### ■従前の住居

木造築36年、床面積147.54㎡、従前宅地価格12,755円/㎡、従前宅地面積410.03㎡

時価相当額：建築物937万円、構築物・庭木211万円、宅地523万円

想定新築価格(現在物価)：建築物2,343万円、構築物・庭木351万円

①宅地・建物・借地権の賠償金額 = 1,671万円

②住居確保費用の賠償可能金額 = 2,403万円

住宅	(従前の住居の想定新築価格－従前の住居の時価相当額) × 75% ＋(従前の住宅の時価相当額－従前の住宅の既賠償金額)	=1,160万円
宅地※2	(従前の宅地面積※3 × 38,000円/㎡) －(従前の宅地面積※4 × 従前の宅地単価) ※2 移住を余儀なくされた区域以外に居住されていた方で移住が合理的な場合は75%を乗じる ※3 250㎡を上限 ※4 400㎡を上限	=440万円
諸費用	諸税、登記費用等に係る合理的な費用	=803万円

上記モデルケースの場合、住居確保にかかる実費が ①の1,658万円※ を超過した場合に、  
超過分を ②の2,403万円 の範囲内でお支払い ※従前宅地面積は410.03㎡(時価相当額523万円)であるが、  
上限400㎡(時価相当額510万円)にて宅地分を再算定



## 2. 住居確保費用の賠償(借家)

### 対象となる方

当社事故発生時点において、避難指示区域内の借家に居住していた方

### 対象となる費用

帰還・移住先での新たな住居を確保するための費用

- ✓ 新たな借家に入居するための礼金等の一時金相当額
- ✓ 新たな借家と当社事故発生時点にお住まいであった借家との家賃差額相当額(8年分)

### 賠償金額

ご申告いただいた帰還・移住先の住所にもとづき、当社事故発生時点の世帯人数に応じて定額の賠償

- ① 避難指示区域内を新たな生活の本拠とする場合  
一人世帯の場合: 10万円(世帯人数が一人増える毎に1万円を加算)
- ② 避難指示区域外を新たな生活の本拠とする場合  
一人世帯の場合 162万円(世帯人数が一人増えるごとに61万円を加算)